

## FC 岸和田ダンススクール規約

### 第 1 条(名称)

- ① 本スクールの名称は、「FC 岸和田サッカースクール(以下スクールという)」とし、スクールに通う生徒(以下会員という)は FC 岸和田事務局(以下事務局という)が管理運営を行うものとする。
- ② 会員は入会后、総合型地域スポーツクラブ FC 岸和田(以下スポーツクラブという)会員となり、スポーツクラブが提供するサービスを受ける権利を有する。

### 第 2 条(連絡先)

運営事務局は〒596-0034 岸和田市春木本町2-13

「FC 岸和田事務局(以下事務局という)」

(Tel. 072-457-9035 )に置き、「FC 岸和田クラブハウス」を主たる場所として活動する。

### 第 3 条(目的)

本スクールでは、地域社会に暮らすすべての人々が、スポーツを通して健康で、明るい日々を送り、かつ地域社会に貢献できる各種イベント、教室、大会を開催し、青少年をはじめとするすべての住民の健全な人格形成、及び生涯スポーツの発展に寄与することを目的として活動する。

### 第 4 条(会費)

年会費、月会費は、別紙参照。

1. 年会費、月会費は、事務局が指定する口座に振込むこと。
2. 会費は、現金の取り扱いを、一切行わない。
3. 毎月 1 日から月末までの月会費は、前月末日までに会費を徴収する。(例:6 月会費は 5 月末日までに徴収する)
4. 月途中から入会の場合も 1 ヶ月分の月会費を徴収する。

### 第 5 条(年会費および月会費の不返納)

事務局へ支払われた年会費および月会費は、返金されない。

但し、途中退会の際に過払いされた月会費は返金する。

### 第 6 条(月会費の滞納)

会員が事前に事務局の承認を得る場合を除いて、月会費の支払いを事務局からの請求後 2 か月以上怠った場合、スクールは指導を停止し、除名することができる。

なお、除名後も滞納している月会費は支払わなくてはならない。

### 第 7 条(休会及び退会)

- ① 会員が休会を申請できる期間は最大 3 ヶ月までとし、休会期間中の月会費は半額を徴収する。但し、スクール活動中の事故による休会期間は、会費を徴収しない。
- ② 休会及び退会を希望する会員は、運営事務局に**前月の末日までに連絡**しなければならない。(例:6 月休会の場合は、5 月 31 日までに休会連絡が必要)

### 第 8 条(除名)

本規約に違反するなど、会員としてふさわしくないと事務局が判断した者に対して、事務局は除名することができる。

### 第 10 条(変更届)

会員は住所、電話番号等届出事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡すること。

### 第 11 条(レッスン)

- ① 年間のレッスン予定は、事務局より配布する。
- ② 指導者の病気、予定により止むを得ない場合に限り休講する場合がある。
- ③ 活動中の盗難、紛失などについてクラブ、指導者は一切責任を負わない。会員が自己管理すること。

#### 第 12 条(レッスン中の態度)

- ① レッスン開始時間の 5 分前には集合すること。
- ② 何事にも挑戦し、一生懸命練習すること。
- ③ 指導者の指示に従い、積極的に自分から努力すること。
- ④ レッスン中無駄話はしないこと。
- ⑤ 施設やその用具を利用する際は、汚したり傷をつけたりしないよう十分注意すること。

#### 第 13 条(レッスンの中止)

警報等や止むを得ない事情によりレッスンを中止する場合は、FC11 配信で告知する。  
会員は必ず FC11 に登録すること。

#### 第 14 条(傷害事故)

- ① 入会者は全員事務局指定の保険に加入するものとする。(保険料は年会費に含む)
- ② 事故の無いよう指導者は万全の注意をはらうが、レッスン中及びイベント参加中、または移動においての不測の事故による傷害についての補償は、事務局指定の保険の適用範囲内とし、それ以外の補償は一切負わない。

#### 第 15 条(個人情報)

会員の個人情報については、会員の了承を得た場合を除いて、会員サービスを提供する以外、個人を特定した情報として利用する事はない。

#### 第 16 条(規約の改正)

本規約は随時改正することができる。

#### 第 17 条(施行)

本規約は、2009 年 4 月 1 日より施行する。

総合型地域スポーツクラブ事務局  
〒596-0034 岸和田市春木本町 2-13  
(TEL・FAX)072-457-9035  
Email fc-kwd@sensyu.ne.jp